

旭川市中小企業審議会 第2回旭川市観光振興のための
新たな観光財源に関する検討部会 会議録（要旨）

○日 時 令和5年12月26日（火） 10:00～11:30

○場 所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B

○出席者 委員）柏葉委員，杉村委員，草嶋委員，菊原委員，喜久野委員，
佐藤委員，古川委員，谷崎委員

旭川市）観光スポーツ交流部長 菅原，観光スポーツ交流部次長 小島，
観光課主幹 橋本，観光課主査 木村，
税制部次長 坪内，税制課長補佐 佐藤

○傍聴者 なし

○配布資料

1. 第1回検討部会の振り返り
2. 観光振興に係る新たな財源の在り方について

■ 議事概要

(1) 第1回検討部会の振り返り

事務局から資料に基づき説明を行った。

(2) 観光振興に係る新たな財源の在り方についての検討

事務局から資料に基づき説明を行った後，各委員から以下のような意見があった。

(A委員)

- ・コロナ禍においては，国からの支援で何とか食いつなぐことができたと考える。そのため，基金を創設し積み立てることにより機動的財源としてほしい。
- ・宿泊税は導入するべきであると考えますが，最も負担が大きいのは特別徴収義務者であることから，しっかり意見を聞き調整を行うべき。
- ・二次交通に関して本市は様々な課題を抱えているので，新たな財源によりその解消に取り組む必要があると考える。既存の観光関連予算に上乗せするという建付けで実施するべき。

(B委員)

- ・宿泊関連事業者の立場からすると反対ではあるものの，いつまでも反対と言い続けているだけでは議論が進まないのでも良い落としどころを考えたい。
- ・資料にあるような使途が実現するとなれば，様々な事業者が関わることになる。宿泊者の方からいただいた財源を，市が目指している理想へと方向を一つにして取り組んでいくべき。
- ・徴収額については定額で徴収するのが楽であると考え一方，宿泊費に対する割合を考えると容認できないという宿泊事業者がいるのも事実。宿泊事業者が宿泊者に説明し，納得してもらえるような仕組みづくりを行うべき。

(C委員)

- ・ホテル関連事業者として反対の立場は変わっていないが、このままでは議論が進まないので建設的な意見を出していきたい。
- ・道と市で宿泊税を取る目的が異なっていることを知らず、二重課税と捉えている事業者もいる。道が宿泊税を取るから市も取る、ということではなく、旭川市全体の振興のために宿泊税を導入するのだという立ち位置をはっきりさせるべき。
- ・現在取り組んでいる市の観光予算に上乘せするという考えが前提で、宿泊税を取ることで予算を削るということはあるべきではない。
- ・反対している理由の一つに事務の煩雑さが挙げられる。旭川市と道の仕組みが異なると、特にインバウンドのチェックイン作業を煩雑化させかねない。宿泊税は現地支払いが基本となるだろうが、煩雑になりにくい仕組みづくりを行ってほしい。
- ・課税免除や免税点については、判断が窓口となる宿泊事業者に委ねられるのであれば煩雑となることから入れるべきではないと考える。
- ・コロナ禍を経験した立場として、緊急時に国より早く地元企業を支援できる財源としての基金は必要であり、設けてほしいと考えている。
- ・市の構成上観光関連部局が多く、限られた予算の中で効率よく財源を活用するためにも機構改革などにより一元化するなどの取組も必要。

(D委員)

- ・観光客を増やすことは重要であり、その観点からは賛成であるが宿泊事業者から見ると反対せざるを得ないのではないかと思う。手数料のほか、フォローするための施策が必要では。
- ・この部会の構成委員だけではなく、宿泊事業者の意見を聴いた上で議論を進めるべき。

(E委員)

- ・観光は地方創生のキーであり、交流人口の一角である宿泊者を関係人口に持って行くためにも地域への誇りと愛着を高める必要がある。
- ・例えば宿泊者に旭川産米を食べてもらうキャンペーンを閑散期に行ったり、タクシーアプリ導入のランニングコストを支援したりと様々な事業者から話を聴きつつ、幅広く必要な事業を行っていくべき。
- ・道の議論は止まっている状況である中、札幌市が5万円未満まで200円、それ以上が500円という方向性を表明したところである。道の動きが悪いと市の制度設計もうまくいかなくなってしまうので、必要に応じ道に対し要望や意見を言うことも必要では。

(F委員)

- ・使途については、市も道も周知することが重要である。
- ・宿泊税のみで財源が足りないのであれば、寄附金や協力金などでの財源確保策も考えるべき。道もそうだが、全国的に宿泊税が検討されており自治体の財源確保策として浸透していくことが考えられるが、他の確保策についても考え、差別化を図っていく必要もあると思う。

(G委員)

- ・誘客の促進は本市にとって必要なことだと思うが、現在の予算では誘客促進ができる予算構成になっていないため宿泊税での原資を観光振興に充てることは非常に大切。税金を徴収する場合は、どのような事業に見立てるかを示すことが重要である。
- ・旅行商品を販売する立場としては、道も市も宿泊税を取るとなったときに、道や各市で制度設計や税率が異なるとお客様にすべき説明が漏れてしまうことに懸念がある。
- ・課税免除については、修学旅行の見積もりは2年前に行われるがそれも免除するかどうかということや、学校行事やスポーツ合宿などどこまでが対象範囲になるのかルールを明確にしないと宿泊者と宿泊事業者間でのトラブルになりかねないという点が気になる。
- ・特別徴収義務者となる宿泊事業者への配慮がないとフラストレーションが生じる。基金なのか施策なのかは検討が必要だが、何かしらの補助や支援についても考える必要があるのでは。

(H委員)

- ・使途については短期あるいは長期的に取り組むべきものなど様々あるが、本市にとって今何が必要なのか、今後何に取り組むのかについて明確に示すべき。
- ・税率については簡素にするべき。道や道内自治体と制度が異なると各事業者から宿泊客に説明するのが難しくなることから、一定程度制度設計を合わせた形をとるべき。
- ・市内の宿泊事業者から実情について意見をもらい、それを踏まえた上で検討を進めるべき。

【総括】

- 新たな財源の確保策として宿泊税を導入することが適していると考えられる。その財源で基金を創設し、緊急時に国や道よりいち早く市内観光関連事業者に支援が行き渡る仕組みが必要。
- 税率や、課税免除・免税点などについては納税者にわかりやすく、宿泊事業者の負担を軽減するためにも簡素であることが望ましく、宿泊税の導入を検討している北海道や道内自治体の制度設計ともある程度合わせる必要がある。
- 市内の宿泊事業者が反対している理由などを聞き取り、それを踏まえた上で検討を進めるべきであることから、事務局と事業者とで意見交換の場を設け、その結果を次回の検討部会までに委員に示した上で検討を継続する。